

受 付	個 人 質 問 令和 年 月 日	第 時 分
--------	---------------------	-------

一 般 質 問 < 個 人 > 発 言 通 告 書

令和6年5月27日

長久手市議会議長 殿

長久手市議会議員 野村 弘

会議規則第59条第2項の規定により下記のとおり通告します。

	質 問 事 項 及 び 要 旨	備 考
1	中学校部活動の地域移行（民間委託）について (1) 中学校における部活動の民間委託については、委託業者も決まり、9月からは、市内全中学校で土日祝日と長期休業中の活動が民間業者に委託される。保護者説明会での質問や公募型プロポーザルでの質問内容も含めて、移行にあたって、9月までにさらに検討すべきことはあるか。あるなら具体的にどのようなことか。 (2) 地域移行部活動運営業務委託仕様書において、履行期間を令和6年9月1日から令和7年3月31日までとした理由は何か。	
2	熱中症対策について (1) いよいよ本格的な夏を迎えるが、熱中症が原因で亡くなる方は年々増加し、千人を超える年もある。国は昨年、熱中症対策のため、気候変動適応法を改正し、「熱中症警戒アラート」の上に、過去に例のない危険な暑さにより、人体に重大な健康被害が発生しうる場合を想定した「熱中症特別警戒アラート」を新設し、今年4月から運用を開始した。また改正法では、自治体が公共施設やショッピングセンターなどの民間施設をクーリングシェルターに指定できることを定めている。指定は義務ではないが、クーリングシェルの設置を市はどのように進めていくのか。	

	(2) 高齢者は、暑さに対する感覚機能や体の調節機能が低下しているため、熱中症のリスクが高く、熱中症による救急搬送者の約半数は高齢者である。本人はもちろん家族や周りの方々が注意を払うことも必要だが、市として高齢者への熱中症対策にどのように取り組んでいくのか。	
--	--	--